

入札説明書

件名：新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務

平成30年5月

新潟市財務部契約課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 契約期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日まで（60ヶ月間）

(5) 入札方法

本業務は、60か月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（月額×3か月）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格審査（業務委託）において審査を受け資格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であること。

(5) 保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備さ

れていることを証明できる者であること。

- (6) 本業務と同様な業務の契約実績がある者であること。

3. 問い合わせ先

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課

電話：025-226-2217（直通）

ファクス：025-225-3500

電子メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4. 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」に、様式第2号「秘密保持誓約書」、様式第3号「供給機器に関する保守等の体制調書」、様式第4号「機能証明書（機器等明細一覧）」を添えて、平成30年6月14日（木）午後5時までに上記3の場所に持参または郵送にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成30年6月21日（木）までに発送する。
- (4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5. 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 平成30年7月4日（水） 午後3時30分
 - イ 場所 上記3の同所 新潟市役所本館2階 入札室
- (2) 郵送による入札書等の受領期間及び提出先
 - ア 書留郵便に限る。
 - イ 受領期間 平成30年6月25日（月）から平成30年7月3日（火）午後5時まで
 - ウ 提出先 上記3の場所へ提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第5号「質疑書」を平成30年5月25日（金）から同年6月6日（水）午後5時

までに上記3へ電子メール又はファックスにより提出すること。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第6号「入札書」及び様式第7号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第6号「入札書」を提出しなければならない。
 - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 品名及び数量
 - カ 品質・規格詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消

しをすることができない。

- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のう

ち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9. 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を落札者とししない場合がある。

10. 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11. 契約保証金

新潟市契約規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により、契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

13. 支払いの条件

調達物品等の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14. 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15. 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を平成30年6月6日（水）までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお、この場合は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」を入手のうえ、その写しを「4. 競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16. その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目	摘 要	
入札公告年月日	平成30年5月25日	
公告番号	新潟市契約公告第13号	
調達物品名	新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務	
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:	
添付書類	・秘密保持誓約書(様式第2号) ・供給機器に関する保守等の体制調書(様式第3号) ・機能証明書(機器等明細一覧)(様式第4号) ・その他()	
連絡先	担当者	
	電話	
	F A X	
	e-mail	

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、「新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。) に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適切と考える必要な措置を採ってもかまいません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、また甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 平成 年 月 日

(乙) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

様式第3号

供給機器に関する保守・点検・修理等の体制調書

商号又は名称

1 保守作業の体制について、該当する番号に○印で囲むこと。

- (1)新潟市財務部契約課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることが可能です。
- (2)新潟市財務部契約課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることができません。

※「迅速に対応」とは、24時間365日連絡を受けられる態勢を確保し、平日の午前8時30分から午後9時までの間は新潟市財務部契約課の連絡から1時間以内に対応を開始し、それ以外の時間帯は翌業務日の午前9時までに対応開始することをいう。

2 保守作業の体制について

項目	体制	備考
技術支援業者名称(※)		法人名を記入
所在地(※)		所在地を記入
当社との関係(※)		直営・協力
技術スタッフ数	人	スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数	人	スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間	時間	時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有・無

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

3 対応スタッフの取得資格等について

資格等の名称	取得人数
	人
	人
	人
	人
	人

※「取得資格等」とは、マイクロソフト認定技術資格試験MC P、CompTIA PDI+資格のほか、保守対象のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情

報処理技術者資格等をいう。(入札参加には、1名以上の資格取得者が必要)

4 プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得について、該当する番号を○印で囲むこと。

(1) プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得をしています。

認証登録番号：

(2) プライバシーマークの認定または情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得をしていません。

5 過去2年間における本業務と同様な契約実績について、該当する番号に○印で囲むこと。
なお、(1)の場合は、契約実績を記入すること。

(1) 本業務と同様な契約実績が複数回あります。

契約期間	契約締結先	契約内容(機器名称等)

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して2年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載も認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

(2) 本業務と同様な契約実績がありません。

平成 年 月 日

所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

様式第4号

機能証明書（機器等明細一覧）

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

「新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務」の入札に関し、仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様対応番号	品名	仕様	製造元	数量	仕様書との適合

※ 複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。（__ページ/全__ページ）

- 注1 仕様欄には、選定機器等の仕様を具体的に明示し、適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。
- 注2 オプション機器等を追加している場合は、当該機器等を該当欄に記載すること。
- 注3 提案機器等の仕様を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。
- 注4 虚偽の記載があった場合は、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき、指名停止処分を受けることがある。
- 注5 複数枚になる場合、2枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えない。
- 注6 当該内容については、企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから、原則として公開しない。

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者)

(電話番号)

(ファックス番号)

1 公告番号 新潟市契約公告第13号

2 件名 新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出締切後10日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の当該調達案件の一般競争入札公告一覧に掲載します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期限は平成30年6月6日（水）午後5時です。提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入札（見積）書

平成 年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ
入札（見積）いたします。

金額	百	千	円	
履行場所	新潟市の指定する場所			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務			円	円

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

[記載例]

入札（見積）書

新潟市長様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇
 〇丁目〇〇号
 氏名 △△株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。（委任を受けた場合、社判と代表印の押印は不要です）

受任者 〇〇 〇〇 (印)

総額（税抜）の金額を記入してください。下記の「金額」と同額。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ
 入札（見積）いたします。

金額	¥	百	千	円	
	〇	〇	〇	〇	〇
履行場所	新潟市の指定する場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務	△△△ “仕様書のとおり” という記載でも結構です。	3か月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	

月額（税抜）を記入してください。

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第7号

委 任 状

平成 年 月 日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名

印

受任者 氏名

印

記

件名 新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務

様式第7号
[記載例]

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

社判と代表者印のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

受任者 氏名 〇〇 〇〇 印

記

件名 新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務

新潟市電子入札システム機器等賃貸借および保守業務 仕様書

I. はじめに

1. 新潟市（以下「本市」という。）では、入札・業者管理・契約事務に関する情報を電子化し、インターネットを活用することで受発注者双方における業務の効率化と入札の競争性および透明性の向上を図るため、新潟市電子入札システム（以下「本システム」という。）を構築し、業務処理を行っている。

本仕様書は、本システムの安定的な稼働を確保するために必要なサーバ機器等の本システム用機器を調達するものである。

2. 本仕様書は、本システムの運用を行うために必要な構成、機器等について最低限の基準を示すものである。本仕様書に記述していない事項であっても、システム構成上、本システムとして効率的に稼働するために必要な機能を備えた上で、本仕様書の要求を満たす最適な構成で、入札説明書で指定する様式第4号「機能証明書（機器等明細一覧）」を提出するものとする。

II. 調達全般

1. 納入場所と設置場所

納入場所：本システム開発業者所在地（東京都港区内） ※平成30年9月末に納入

設置場所：本市の指定する場所（新潟市中央区内） ※平成30年11月に設置

※セキュリティ上の理由により、納入場所・設置場所ともに、契約後に本市が所在地を通知する。

2. 機器の賃貸借期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日まで（60ヶ月間）

3. 契約形態及び支払いについて

契約形態は、長期継続契約による総価契約とする。また、契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、機器の動作テスト等を含めた準備期間とし、支払いについては、平成31年1月実績分から発生するものとする。

4. 調達範囲

(1) 本システムの更新に伴う機器、機器の納入、機器の設置及び設置に係る諸工事、ドライバ等のインストール・設定・動作確認試験、賃貸借期間の保守、損害保険、本システム用機器更新に伴う業務アプリケーションの改修・移行役務受注者（別契約）との連絡・調整、並びに賃貸借期間終了後（再度賃貸借した場合はその期間終了後）の全データ削除および機器撤去までを範囲とする（以下「本契約」という。）。

(2) 調達範囲に係る費用一切を含むものを賃貸料として契約する。したがって、機器設置費等の一切の費用を入札価格に含めること。

(3) 本契約の履行に当たっては、本システム開発業者と緊密な連携及び調整を図り、本システムの正常動作を確実に実現すること。また、協議内容は受注者が議事録にとりまとめ、本市に書面で提出すること。

(4) 受注者と本システム開発業者との作業範囲

上記(1)に挙げる作業において、受注者と本システム開発業者との作業範囲は以下のとおりとする。

No	作業内容	作業範囲	
		受注者	本システム開発業者
1	ハードウェア調達	○	—
2	ソフトウェア調達	○	—
3	納入場所（東京都港区）への機器搬入	○	—
4	納入場所から設置場所（新潟市中央区）へのハードウェア運搬	—	○
5	設置場所でのハードウェア設置及び設定	○	—
6	ソフトウェアのインストール	—	○
7	システムインストール及び設定	—	○
8	現行システムのデータ移行	—	○
9	ハードウェア保守	○	—
10	ソフトウェアサポート	○	—
11	調達機器への切替及び切替立会い	○	○
12	賃貸借期間終了後の調達機器解体・撤去・全データ削除	○	—

5. 共通事項

- (1) 受注者は、本契約業務の実施のため、契約後5日以内に責任者を選任し、新潟市財務部契約課担当職員（以下「担当職員」という。）に報告すること。
- (2) 本市から受注者に対する指示事項、協議は、すべて前項で選任された責任者を通じて行うものとする。
- (3) 本契約業務の実施に係る作業体制を速やかに確立し、次の事項について作業計画書を作成し本市に提出し、承認を得るものとする。なお、詳細事項については本市と協議し、本市の指示に従い設置および設定等を行うこと。

設置場所等の調査・確認については、事前に本市の承諾を得て行うこと。

- (ア) 機器に対するソフトウェアの登録及び設定作業日程
 - (イ) 作業従事者名簿
 - (ウ) 設定済み機器の設置場所別の搬入、据付、調整作業日程
 - (エ) 設置場所別搬入、据付、調整作業時間工程表
 - (オ) 設置場所別搬入品の寸法（梱包を含む。）、個数一覧表
 - (カ) 車両台数表
 - (キ) 緊急時連絡体制
- (4) 本契約業務の実施において、本市の事務所に立ち入る場合は、平日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に挙げる日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、担当職員と協議の上、了承を得た場合はこの限りではない。
 - (5) 作業従事者は、身分証明書を携帯し、本市からの請求がある場合には速やかに提示すること。また、本市の事務所内においては、受託者であることを明記した名札を必ず着用すること。
 - (6) 本契約業務の実施において、受注者の責に帰する事由による障害等は、すべて受注者の負担で復旧すること。
 - (7) 設置する機器の設定について、すべて完了した状態で納入すること。
 - (8) 本契約に基づき納入する機器及びソフトウェアの生産者の如何にかかわらず受注者が本契約業務の履行について最終責任を負うこと。
 - (9) 本契約にて調達する機器で稼動予定の本システムに関して、稼動保証等に関して本システム開発業者に問い合わせが必要な場合の連絡窓口は、つぎのとおりとする。
業者名 日本電気株式会社新潟支店
所在地 新潟市中央区万代三丁目3-1 新潟日報メディアシップ
電話番号 025-247-6101
 - (10) 受注者が本契約業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を本市に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。
 - (11) 本市は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
 - (12) 受注者は、本市から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示が

あった場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし、受注者の個々の担当者に対する作業の指示は行わない。

- (13) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の成果に関する報告書（以下「履行届出書」という。）を甲に提出しなければならない。
- (14) 本市は履行届出書を受理した日から、10日以内に本業務の成果について、検査を行うものとする。また、検査の結果は、速やかに受注者に通知するものとする。受注者は、本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。検査および前項の補正に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (15) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議の上定める。

6. セキュリティの保全

受注者は、本契約業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティ基本方針」、「新潟市情報セキュリティ対策基準」とともに次の事項を遵守し、本市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「新潟市個人情報保護条例」、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」等、本市が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、本契約業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は、「新潟市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

- (1) 受注者は、仕様書別記1「情報セキュリティに関する要求事項」および仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本契約業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に開示または漏らしてはならない。ただし、次のア～カに該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。
 - ア 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
 - イ 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
 - ウ 開示を受けた後に、乙の責によらずに公知となったもの。
 - エ 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
 - オ 開示を受けた情報によらずに乙が独自に開発したもの。
 - カ 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。
- (3) 受注者は、本業務を実施する従業員、その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 受注者は、この契約について、本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、あらかじめ本市の書面による承諾を得ること。なお、競争入札参加申請時に、様式第3号「供給機器に関する保守等の体制調書」に委託業者を記載して届け出たうえで入札に参加した場合、契約書（案）第7条の規程により、あらかじめ甲の書面による承諾を得たものと見なして差し支えない。その場合、再委託先、再委託する業務の内容、再委託の理由、その他再委託先に関する管理方法を文書で提出するとともに、再委託先の業者に対し、本契約で定める事項を遵守させ、秘密保持誓約書を本市に提出させなくてはならない。なお、本業務の全部を第三者に再委託することは認めない。

- (5) 受注者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ甲が書面により承諾した内容を除いて、本業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (6) 受注者は、成果物、記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。
- (7) 受注者は、「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(I S M S)適合性評価制度における認定」を取得していること。

7. スケジュール

スケジュールの概要は、以下のとおりとする。

～平成 30 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器手配/機器の環境設定・調整 ・ 機器納入（東京都港区） ・ 本システム用機器の設定作業/試験運用/調整 <p>※業務アプリケーションの改修・移行役務受注者（別契約）に対して本システム用機器環境を提供する時期は、平成 30 年 9 月末を想定している。</p>
平成 30 年 11 月	<p>（業務アプリケーションの改修・移行役務受注者（別契約）による納入場所から設置場所へのハードウェア運搬、設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器設置/設置工事 ・ 本システム用機器の設定作業/試験運用/調整
平成 31 年 1 月	新電子入札システム供用開始
平成 31 年 1 月 1 日 ～平成 35 年 12 月 31 日	全機能提供期間（賃貸借期間）

Ⅲ. 機器概要

1. 外部セグメント用機器

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 受注者 Web サーバ | 2 式 |
| (2) メール/DNS サーバ | 1 式 |
| (3) 負荷分散装置 | 1 式 |
| (4) スイッチングハブ | 1 式 |

2. 内部セグメント用機器

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 統合サーバ | 1 式 |
| (2) AP サーバ | 2 式 |
| (3) 入札統合 DB 鍵管理サーバ | 1 式 |
| (4) ストレージ | 1 式 |
| (5) 障害監視兼保守サーバ | 1 式 |
| (6) 運用管理端末 | 4 式 |
| (7) 負荷分散装置 | 1 式 |

- (8) スイッチングハブ 1 式
- (9) ファイアウォール 1 式
- (10) リモート保守用ファイアウォール 1 式

3. ラック機器

- (1) ケーブル・ディスプレイ等 構成上必要な数

IV. 機器等の仕様

調達機器の仕様は以下のとおりとする。

なお、本システムの確実な正常動作を保証する機器であることとする。

1. 外部セグメント用機器

- (1) 受注者 Web サーバ

台数	2 台構成とすること
CPU	Pentium G4560(2C/4T/3.50GHz/3M)同等以上の物を搭載すること
メモリ	4GB 以上実装すること
HDD	10krpm 以上、Raid1 構成とし構成後の実容量が 300GB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 2 個以上搭載すること
動作 OS	Red Hat Enterprise Linux V7
その他	以下と同等のソフトウェアを搭載すること ・ ServerProtect for Linux

- (2) メール/DNS サーバ

台数	1 台構成とすること
CPU	XeonR プロセッサ E3-1220v6 (3GHz, 4C/4T, 8 MB)同等以上の物を搭載すること
メモリ	8GB 以上実装すること
HDD	10krpm 以上、Raid1 構成とし構成後の実容量が 300GB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 4 個以上搭載すること
動作 OS	日本語対応の UNIX 互換 OS を搭載すること。
その他	アプライアンスサーバであること 電源部を冗長化すること

- (3) 負荷分散装置

台数	1 台構成とすること
スループット	最大 6Gbps 以上
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 8 個以上搭載すること
その他	本システムでの稼働実績がある機器を選定すること SSL が 6000CPS まで対応できること 負荷分散処理方式は、ラウンドロビンを選択できること

(4) スイッチングハブ

台数	1 台構成とすること
スループット	最大 20Gbps (スイッチング容量) 以上
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 8 個以上搭載すること
その他	—

2. 内部セグメント用機器

(1) 統合サーバ

台数	1 台構成とすること
CPU	XeonR プロセッサ E3-1220v6 (3GHz, 4C/4T, 8 MB) 同等以上の物を搭載すること
メモリ	24GB 以上実装すること
HDD	10krpm 以上、Raid-5+ホットスペア構成とし構成後の実容量が 2.4TB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 4 個以上搭載すること
動作 OS	Microsoft Windows Server 2016 Standard
その他	電源部を冗長化すること VM ESXi 6.5、VMware vSphere 6 Essentials 環境下で 3 台の仮想 OS が起動すること 以下と同等のソフトウェアを搭載すること ・ McAfeeVirusScan

(2) AP サーバ

台数	2 台構成とすること
CPU	PentiumR プロセッサ G4560 (3.50GHz, 2C/4T, 3 MB) 同等以上の物を搭載すること
メモリ	24GB 以上実装すること
HDD	10krpm 以上、Raid-1 構成とし実容量が 900GB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 4 個以上搭載すること
動作 OS	Microsoft Windows Server 2016 Standard
その他	電源部を冗長化すること 以下と同等のソフトウェアを搭載すること ・ Oracle WebLogic Server Standard Edition 2 (12.2. xx) ・ McAfeeVirusScan ・ Access2016 ・ WebSAM SVFX-Designer Ver9.2 ・ WebSAM 8Core SVF for PDF Windows 版 Ver9.2

(3) 入札統合 DB 鍵管理サーバ

台数	1 台構成とすること
CPU	Xeon E5-2630v3(8C/16T/2.40GHz/20MB)同等以上の物を搭載すること
メモリ	16GB 以上実装すること
HDD	15krpm 以上、実容量が 300GB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 2 個以上搭載すること Fibre Channel のポートを 2 個以上搭載すること
動作 OS	Windows Server 2016 Datacenter
その他	導入するサーバは耐障害性を考慮し、FT (Fault Tolerant)サーバとすること 本システムでの稼働実績がある機器を選定すること 以下と同等のソフトウェアを搭載すること ・ Oracle Database Standard Edition 2 ・ Oracle 12c Release 2 ・ McAfeeVirusScan

(4) ストレージ

台数	1 台構成とすること
メモリ	4GB 以上実装すること
HDD	10krpm 以上、Raid-5+ホットスペアとし構成後の実容量が 2.4TB 以上であること
LAN ポート	Fibre Channel のポートを 4 個以上搭載すること
その他	—

(5) 障害監視兼保守サーバ

台数	1 台構成とすること
CPU	Xeon E5-2623v4(4C/8T/2.60GHz/10MB)同等以上の物を搭載すること
メモリ	16GB 以上実装すること
HDD	7.2krpm 以上、Raid1 構成とし構成後の実容量が 1TB 以上であること
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 4 個以上搭載すること
バックアップ装置	LT07 を 9 本以上搭載でき、1U のラック搭載型とすること 転送速度が 140MB/S 以上であること
動作 OS	Microsoft Windows Server 2016 Standard
その他	電源部を冗長化すること 本サーバで「外部セグメント機器」の死活監視が可能であること 以下と同等のソフトウェアを搭載すること

	<ul style="list-style-type: none"> • Oracle Database 12c Standard Edition • Oracle WebLogic Server Standard Edition • Oracle Fusion Middleware 12 • WebSAM NetvisorPro V 7.0 • WebSAM SystemManager G 7.0 Manager for Windows/Linux • WebSAM SystemManager G 7.0 Agent 1Processor(1-8core)License for Windows/Linux (全サーバ監視に必要な分) • CA ARCserve Backup r17.5 for Windows • CA ARCserve Backup r17.5 for Windows Agent for Open Files • CA ARCserve Backup r17.5 for Windows Agent for Oracle • CA ARCserve Backup r17.5 Client Agent for Windows • Microsoft SQL Server 2016 Standard Edition • Microsoft SQL Server 2016 1 Device CAL • WebSAM 4Core SVF for PDF Windows 版 • WebSAM SVF Connect SUITE Standard Windows 版 • McAfeeVirusScan
--	--

(6) 運用管理端末 (ノートパソコン)

台数	4 台
CPU	Celeron 3855U (1.60GHz)同等以上の物を搭載すること
メモリ	4GB 以上実装すること
HDD	500B 以上実装すること
ディスプレイ	1,366×768 ドット以上の解像度を持つこと
光学式ドライブ	最大 8 倍速の DVD-ROM ドライブを搭載すること
LAN ポート	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T を搭載すること
動作 OS	Microsoft Windows10(32bit)
添付ソフト	Microsoft Office Personal 2016 を搭載すること
マウス	光学式マウスを添付すること
その他	購入初期状態にまで戻せるバックアップイメージを有すること

(7) 負荷分散装置

台数	1 台構成とすること
スループット	最大 6Gbps 以上
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 6 個以上搭載すること
その他	<p>本システムでの稼働実績がある機器を選定すること</p> <p>SSL が 5000CPS まで対応できること</p> <p>負荷分散処理方式は、ラウンドロビンを選択できること</p>

(8) スイッチングハブ

台数	1 台構成すること
スループット	最大 48Gbps (スイッチング容量) 以上
LAN ポート	10/100/1000BASE-T のポートを 24 個以上搭載すること
その他	—

(9) ファイアウォール

台数	1 台構成すること
スループット	5Gbps 以上 (ファイアウォール・パフォーマンス (ラージパケット))
最大同時セッション数	375,000 以上
最大サポートユーザ数	無制限
その他	本システムでの稼働実績がある機器を選定すること 主要セキュリティは、ファイアウォール機能/UTM 機能/VoIP セキュリティ/ユーザ認証とアクセスコントロール/PKI サポート/カプセル化/IPv6/アドレス変換等を有すること

(10) リモート保守用ファイアウォール

台数	1 台構成すること
スループット	1Gbps 以上 (ファイアウォール・パフォーマンス (ラージパケット))
その他	本システムでの稼働実績がある機器を選定すること 主要セキュリティは、ファイアウォール機能/UTM 機能/VoIP セキュリティ/ユーザ認証とアクセスコントロール/PKI サポート/カプセル化/IPv6/アドレス変換等を有すること

3. ラック機器

(1) ラック機器

サーバ用コンソール	17 インチディスプレイを有したコンソール (キーボード、マウス) を搭載すること サーバに接続するための USB または PS2 スイッチ用ケーブルを必要数用意すること
その他	以下と同等のソフトウェアを搭載すること • ESMPRO/AutomaticRunningController Ver5.0 • ESMPRO/AC Enterprise Ver5.0 • ESMPRO/AC Enterprise マルチサーバオプション Ver5.0

V. 機器設置関連仕様

1. 一般事項

- (1) 設置する機器等を構成するハードウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）で調達基準を規定されている機器等については、調達基準を満たしていること。また、対象機器等については一覧にし数量を明示すること。
- (3) 本システム用機器は、別途定めのない限り、機器、ソフトウェア等ごとに製品、機種及びバージョンを統一すること。バージョンの統一が難しい場合は、担当職員と協議の上、決定すること。
- (4) 機器等の仕様を満たすために、本仕様書に記述する本システム用機器以外にも新たな機器又はソフトウェア等を、設置スペース等に支障を与えない範囲において加えて提供してもよい。その場合、新たな機器又はソフトウェア等の機能、性能等を記述した資料を本市に提出し、了承を得ること。
- (5) 提案時と異なる本システム用機器を導入する場合は、事前に担当職員の上で、提案した内容と同等以上の機器等を導入すること。
- (6) 本システム用機器に搭載されるソフトウェア等及びネットワーク機器のファームウェア類について、最新の修正プログラム（以下「パッチ」という。）及びセキュリティパッチを適用する場合、安全性等の観点からメーカー等から提供されたパッチを即適用することが好ましくないと判断される場合は、適用の可否について担当職員と協議の上、決定すること。
- (7) 導入する機器等に搭載されるウイルス対策ソフトウェアに関する最新のプログラムモジュール、検索エンジン及びウイルス定義ファイルの更新作業は、本システム構築業者による動作確認後、担当職員と協議を行った上で、計画的に実施できるようにすること。なお、本更新作業に係る一切の費用は、本調達の範囲とする。
- (8) 本システム用機器の初回分の消耗品一式（LTOデータカートリッジ必要本数分、UPSバッテリー及びクリーニングメディア1本を含む）、および交換1回分のLTOデータカートリッジ必要本数分、UPSバッテリー及びクリーニングメディア1本を提供すること。また、本システム用機器のすべての消耗品の品名、型名、単価、消耗品の使用目安を一覧にした「消耗品一覧表」を本市に提出し、消耗品以外は全て保守の範囲内で提供すること。
- (9) 別契約で改修する業務アプリケーションのインストール及びデータ移行を行う本システム開発業者に対して、インストール及びデータ移行に必要な情報を提供するとともに、担当職員の指示に従い必要な技術協力を行うこと。
- (10) 必要な機器をすべて接続し、本調達に必要なソフトウェアをインストールし、動作確認試験等において問題なく動作することを確認した上で、本仕様書を満足する総合性能を有すること。
- (11) すべての機器及びソフトウェア等が、特定の日付が原因となって発生するトラブルについて対応しており、いかなる日付においてもシステムが支障なく稼働すること。
- (12) 提案時において、いまだ市販化されていない機器等を含める場合には、次の条件を厳守すること。
 - ① いまだ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。
 - ② 上述に関し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を行い、提供可能である根拠を十分に説明できる資料を提出すること。

(13) 導入する機器等のマニュアル、本市への報告書・各種資料等は、すべて日本語で書かれているものとする。

(14) 本システム用機器に搭載するソフトウェア等は、日本語対応のものとする。

ただし、担当職員の下承を得た場合は、この限りではない。

(15) 機器等は、特別な空調設備を必要としないこと。本市は、機器等の据付場所について、通常のアクリット設備を用いて温度・湿度その他必要な環境を保持するとともに、善良な管理者の注意を持って機器等を維持管理する。通常のアクリット設備の使用だけでは発熱量等に問題が生じる場合には、受注者の負担で必要な措置を講ずること。

(16) 本市は、つぎの各号に掲げる事項については、あらかじめ書面により受注者の同意を得るものとし、本市の費用負担で受注者が行うものとする。

ア 機器等を改造する場合

イ 機器等を移転する場合

ウ 機器等に他の機械器具を設置する場合

2. 機器の設置及び設置に係る諸工事

(1) 機器設置に係るネットワークケーブルの配線及び接続、ラックの固定を行うこと。また、配線、ラックの固定にあたっては美観上問題ないように工事を行うこと。

なお、作業に必要なLANケーブルや固定金具等は、すべて受注者の負担とする。

(2) 機器設置に伴うダンボール等の廃棄物は受注者が処分すること。

また、機器の添付品について、担当職員および本システム開発業者と協議の上、不要な添付品は受注者が廃棄処分を行うこと。

(3) 機器等の納入場所および設置場所については、セキュリティ上の理由により、契約後に情報提供を行う。

(4) 機器設置に際し、現行機器およびその他設備へ与えた損害に対する補償費用等は、すべて受注者の負担とする。

ただし、本市の責に帰する事由による場合は、本市の負担とする。

(5) 工事が発生する又は導入機器及び必要資材の搬入を行う場合は、その1週間前までに詳細な施工及び作業の内容、範囲、作業員名、スケジュール及び使用車両を担当職員に報告し、下承を得るとともに必要に応じ作業届を提出すること。また、本市が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。

(6) 受注者は、機器等に自らの所有に属する旨の表示をすること。

3. 動作確認試験

(1) 本仕様書にかかる機能確認として、動作確認試験及び接続確認試験を実施すること。動作確認試験等は本システム開発業者からの支援を得ること。それに係る費用は受注者の負担とする。また、動作確認が得られない場合は、受注者の負担で速やかに動作検証がなされている製品への変更を行うこと。

(2) 動作確認試験及び接続確認試験の実施に当たっては、作業内容、スケジュール等を含めた「動作・

接続確認試験手順書」を作成し、事前に担当職員の了承を得ること。また、動作確認試験及び接続確認試験の結果については「動作・接続確認試験報告書」にとりまとめ、担当職員へ報告すること。

- (3) 動作確認試験及び接続確認試験において、本調達に起因する不具合が発見された場合、担当職員と協議の上、是正措置を講ずること。場合によっては、本システム開発業者からの支援を得ること。なお、不具合の調査、解決並びに本システム開発業者からの支援等に係る費用は受注者の負担とする。
- (4) すべての機器の動作確認終了後、サーバ全体のバックアップを取得すること。

4. 信頼性

本システムは、24時間365日の常時運用に耐え得る信頼性を保持すること。

5. 納品物

- (1) 以下に示すドキュメントを、全機能提供開始日までに、電子媒体
(Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 形式により保存したファイルをCD-R等に格納したもの)で1部提出すること。
 - ①本体、ソフトウェア、添付品等の一覧を記載した納品リスト
 - ②動作・接続確認試験報告書
- (2) すべての機器の操作マニュアル5部を、全機能提供開始日までに提供すること。
- (3) すべてのドキュメントは日本語で記述されていること。

6. 所有権及び著作権

- (1) 所有権
 - ①本システム用機器上で、第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。ただし、本市から提供するものを除く。
 - ②本システム用機器の構築、施工において発生した権利については、原則として本市に帰属する。
- (2) 著作権
 - ①納入物品に関する著作権は、原則として本市に帰属するものとする。
 - ②納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に関する一切の責任を負うものとし、必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物等の内容について、事前に本市の了承を得ることとし、本市は、既存著作物等について当該許諾条件範囲内で使用するものとする。

7. 損害保険特約

- (1) 受注者は、機器について契約期間中、受注者を保険契約者とし、受注者の選定する損害保険契約を締結する。なお、保険料は受注者の負担とする。
- (2) 本市の故意または重大な過失により機器に損傷が生じた時は、受注者は本市に対して損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者が上記(1)の保険契約に基づいて保険金を受け取った場

合は、受注者が受け取った保険金額を限度にして、本市は負担義務を免れるものとする。

VI. 保守

1. ハードウェア保守

システムが常に安全な機能を保つよう、今回調達する本システム用機器を対象として、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

- (1) 保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とすることとし、年 1 回以上の定期点検のほか、機器の故障・障害対応に伴う部品費用および障害対応要員の派遣費用、交換作業費用を含むものとする。
- (2) 保守作業を行う際は、事前に保守作業計画書を本市に提出し、承認を受けること。また、保守完了後は作業報告書を本市に提出すること。
- (3) 受注者は、技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法などの技術支援を本市に提供すること。
- (4) 保守対応時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、本システムは 24 時間 365 日稼働（メンテナンス等による一時停止は除く）するシステムであるため、緊急時に保守対応時間外でも連絡のとれる体制を確保することとし、障害発生時の緊急連絡先、保守およびサポート体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに本市へ提出すること。
- (5) 連絡から障害対応作業開始までの所要時間は1時間以内とする。ただし、保守対応時間以外で障害が発生した際は、遅くとも翌日午前9時までには障害対応作業を開始すること。なお、本市が緊急な対応が必要な障害又は重大な障害が発生したと判断した場合は、この限りでない。
- (6) 障害時に技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣に係る費用は受注者の負担とすること。
- (7) 障害対応にあたり、障害時に派遣される技術者は本システム開発業者と緊密な連携及び調整を図り、復旧を行うこと。
- (8) 障害復旧後は、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。また、障害対策の結果をマニュアル等の文書に反映し、本市に対処方法を解説すること。
- (9) サーバ及びディスクアレイ装置等の重要機器については、迅速な対応が可能となるよう、本市と協議の上定めた交換部品等を県内保守拠点に確保すること。
- (10) 機器の故障時等の対応として、修理対応が困難な場合、代替機への交換対応を行うこと。
- (11) 障害対応の作業終了後、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。
- (12) 障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受注者が負担すること。
- (13) 受注者は、保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は、責任を持って処分すること。
- (14) 故障修理時または点検、整備時に調達機器等の部品を交換した場合には、取り外した部品の所有権は受注者に帰属する。
- (15) 以下の条件を満たした者が保守を行うこと。
 - ①当該調達機器に関し、納品後、本市の求めに応じて、迅速な保守・点検・修理等が可能な体制が整備されていること。
 - ②保守業務は性質上、本市の業務に関する情報が記録されている機器を取り扱い、その情報を知

り得るため、情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを行っている業者を選択することが肝要であることから、受注者は（保守業務について第三者に再委託する場合にはあっては保守業務を担当する業者は）「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認定」を取得していること。

(16) 契約解除またはリース満了時の設置機器等の搬出，解体作業

設置機器の撤去に係る費用は受注者の負担とする。撤去時は、データ消去用ソフトウェアを使用し、ハードディスク内のデータを消去すること。この場合のデータ消去用ソフトウェアに係る費用は受注者の負担とする。なお、消去方式及び作業場所については、必要により撤去時に甲乙協議し決定する。

2. ソフトウェア保守

最新の修正プログラム，バージョンアップ版の提供の利用権等で保守が必要なソフトウェアについては、保守契約を行うこと。また OS についてはサポート契約を行うこと。保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とすること。

以上

別記1

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 本要求事項は、新潟市（以下「甲」という。）の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者等（以下「乙」という。）が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 この要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。

- 2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
- 3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

（情報資産の持ち込み）

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

- 2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（情報資産の廃棄）

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破碎、裁断、溶解等によって、情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。

（機器の管理）

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には、コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない。

- 2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（ICT政策課長）より許可を受けなければならない。
- 3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。
- 3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

- 2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければ

ならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルス感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合、情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セ

セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 委託業者等（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、新潟市（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り

扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社〇〇支店（以下「乙」という。）は、「新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は、別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

平成31年1月1日 から 平成35年12月31日 まで（60か月）

5 契約金額

月額 金 0,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000 円）とする。なお、各年度の支払いについては、別表2「賃借料及び保守料の内訳」のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

7 契約条項

別紙「新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭 印

乙

印

別表 1 機器等の名称及び数量

(税抜)

品名	型番	数量	月額賃借単価	月額賃料合計	月額保守単価	月額保守合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						

別表 2 賃借料及び保守料の内訳

(1) 月額

内容	月額
機器等賃借 (税抜)	0,000,000円
機器等保守 (税抜)	0,000,000円
消費税及び地方消費税の額	0,000,000円
月額計	0,000,000円

(2) 契約総額の内訳

対象期間	賃借料 年度額(税抜)	保守料 年度額(税抜)	消費税及び 地方消費税 年度額	年度額計
平成00年00月00日～平成00年00月00日	0,000,000円	0,000,000円	0,000,000円	00,000,000円
平成00年00月00日～平成00年00月00日	円	円	円	円
平成00年00月00日～平成00年00月00日	円	円	円	円
平成00年00月00日～平成00年00月00日	円	円	円	円
平成00年00月00日～平成00年00月00日	円	円	円	円
契約総額	円	円	円	円

新潟市電子入札システム機器等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項

(目的)

第1条 甲は、新潟市電子入札システム機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃貸し、乙は、これを賃貸する。また、乙は、甲が乙から賃貸した機器等が正常な機能を果たす状態を保つように機器等の設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を請け負うものとする。

2 機器等の賃貸借及び保守業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲は、乙から本契約の契約保証金の免除申請を受け、新潟市契約規則第34条に基づき、乙の契約保証金の免除を決定した場合は、乙の契約保証金の全部又は一部を免除する。

2 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、乙に保管証書を交付しなければならない。

3 甲は、乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行したときは、乙に契約保証金を還付しなければならない。なお、甲は、乙に還付する契約保証金に利息は付さない。

4 乙は、前項により甲から契約保証金の還付を受けたときは、甲に保管証書を返還しなければならない。

5 乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の譲渡又は転貸の禁止)

第4条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の本業務に関する行為につ

いて、甲に対して全ての責任を負わなければならない。

- 4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。
- 5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(所有機器の表示)

第6条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

(機器等の引渡し)

- 第7条 乙は、甲が指定する期日及び場所に機器等を設置し、甲が使用できる状態に調整したのち、甲の検査を受け、引き渡すものとする。
- 2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は、甲の指定する期間内に機器等の取替え又は補修をしなければならない。
 - 3 機器等の引渡しは、第1項の甲の検査に合格したときをもって完了とする。

(動産総合保険)

- 第8条 乙は、機器等に対して乙の名義で乙を被保険者とする動産総合保険を付保するものとし、甲に保険の対象物件及び免責事項等の契約内容について通知しなければならない。
- 2 甲は、保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に報告するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
 - 3 乙は、前項の保険金を次の各号に掲げる用途に使用するものとする。
 - (1) 機器等を完全な状態に復元又は修理すること。
 - (2) 機器等と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(機器等の維持管理及び保守等)

- 第9条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行なわなければならない。
- 2 保守業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。
 - (1) 甲の申出により仕様書に定める保守業務の範囲を超えて行った保守の費用
 - (2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用
 - (3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用
 - 3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

- 第10条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。
- 2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが、仕様書に定める保守業務の費用を増大させ保守業務ができないとき、又は機器等の機能及び正常円滑な操作に支障を与えるものと判断

したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第11条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第12条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第13条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第14条 乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第15条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第16条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業場所を実

地調査し、本業務の実施に係る必要な指示を行うことができる。

- 2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

(成果物の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

- 2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

- (1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。
- (2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。
- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、本業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、本契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。

- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、本契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。

(報告書の提出)

第24条 乙は、第9条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第25条 乙は、前月分の保守業務に関し、本契約の履行にかかる届書（以下「履行届書」という。）を毎月、甲に提出しなければならない。

(検査)

第26条 甲は、前条の履行届書を受理したときは、その日から5日以内に保守業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。

2 乙は、保守業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正し、再度、甲の検査を受けなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に要する費用は甲の負担とし、前項の補正に要する費用は乙の負担とする。

(賃借料の請求及び支払い)

第27条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、前月分の賃借料（保守業務の委託料を含む）の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額が支払われなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

4 甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 第7条に規定する機器等の引渡し日を月の中途に定めたとき
- (2) 本契約の全部又は一部を解除したとき
- (3) 天災地変等の甲乙の責めに帰すことのできない事由により、甲が機器を使用できなかったとき

(機器の引取り等)

第28条 乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、又は本契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

- 2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

(契約の変更)

第29条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

- 2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第30条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

- 2 甲は、前項の場合は、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第31条 乙は、災害その他の乙の責めに帰すことができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(履行遅延に関する違約金)

第32条 乙の責に帰すべき事由により、甲の指定する期日までに第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求

することができる。

- 2 前項の違約金の額は、甲が指定する期日の翌日から機器等の引渡し完了する日までの間の日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約総額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

（瑕疵担保責任）

第33条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

（損害賠償）

第34条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

- 2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約総額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。
- 3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、これを適用しない。

（甲の解除権）

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに本契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由なく定められた期日までに本契約の履行に着手しない場合
- (4) 本契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査

に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合

- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後1か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（談合その他不正行為に関する甲の解除権）

第36条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合

を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合

2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(契約解除に関する違約金)

第37条 乙は、第35条第1項又は第2項、若しくは前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、既に業務の一部を履行しているときは、その部分については違約金の対象としない。

2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

(談合その他不正行為に関する賠償)

第38条 乙は、本契約に関し、第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 第36条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第36条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第39条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第40条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第41条 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡し完了する前に機器等に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡し完了後に機器等に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第42条 本契約の履行に関し、原始資料等、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用の負担)

第43条 本契約の締結に要する費用並びに本契約に基づく機器等の搬入、設置及びその他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(法令の遵守)

第44条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟市条例第49号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第45条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な

履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(存続条項)

第46条 第21条(個人情報保護)、第22条(秘密の保持)、第23条(情報の目的外使用の禁止)、第34条(損害賠償)、第38条(談合その他不正行為に関する賠償)、第47条(合意管轄裁判所)及び本条(存続条項)の規定は、本契約の終了後又は解除された後も存続するものとする。

(合意管轄裁判所)

第47条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第48条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第49条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の規定による。

3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の規定による。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。